

仙台市発注工事における 総合評価一般競争入札の 評価項目の改正について

1. 基本法の改正
2. 評価項目の改正
3. 主な改正内容

基本法の改正

評価項目の改正

主な改正内容

法改正の背景

将来にわたる建設工事の適切な施工及びインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的とし、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、改正品確法という）の一部が改正されました。

※密接に関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」も改正。

【改正品確法の理念】

◇現在及び将来の公共工事の品質確保

- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保
- ・受注者の事務負担軽減
- ・地元に明るい中小業者等による安定受注

法改正の理念を現場で実現するために、国が発注者共通の改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針を策定（H27.1.30）

① 総合評価入札制度について

仙台市発注の建設工事における総合評価一般競争入札制度は、平成19年から平成20年の試行を経て、平成21年度からの本格実施をしています。

〔変遷〕

○ 本格実施からの主な改正内容

- ・H22. 5…本格実施（試行時運用を踏まえ）
 - 工事成績等各評価項目の対象期間を過去3年度→2ヶ年度に短縮
- ・H23.12…一部改正
 - 工事成績等各評価項目の対象期間を過去2年度→5ヶ年度に拡大
- ・H24. 5…一部改正（総加点数20点満点を23点に）
 - 東日本大震災に対応した従事実績等を評価項目に追加
- ・H25. 4…一部改正
 - 「建築物の解体工事」総合評価適用除外、
「市内企業の活用計画割合を当面削除」
- ・H25. 11…一部改正
 - 「不誠実な行為又は労働災害等」の期間を過去2ヶ年→3ヶ月に短縮

② 評価項目の見直しについて

「改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針」

I 指針の位置付けについて

- ・各発注者が各段階で取り組む事項の共通の指針〔発注者の責務〕

II 発注関係事務の適切な実施について

- ・適切な競争参加資格の設定、**競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定など、調査設計段階から工事完成までの各段階での取り組みの明示**

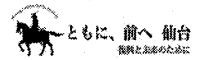
III 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

- ・地域における**社会資本を支える企業を確保する方式や若手や女性などの技術者の登用を促す方式など、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用**

運用指針及び平成23年度～平成26年12月開札まで実施した総合評価一般競争入札の結果を基に災害時の体制確保や企業の地域精通度、若手技術者等の担い手育成を改正ポイントとし総合評価項目を見直します。

3. 主な改正内容

① 工事成績評定点の得点区分を細分化 (1/2)



ア. 過去5ヶ年度→過去4ヶ年間 (公開) 工事成績評定点平均

○ 現行

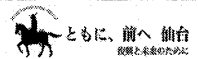
5ヶ年度平均点	得点区分	割合
65-75点未満	1.0	18.2%
75-80点未満	2.0	63.6%
80点以上	3.0	18.3%
総企業数/平均点		100%

○ 改正

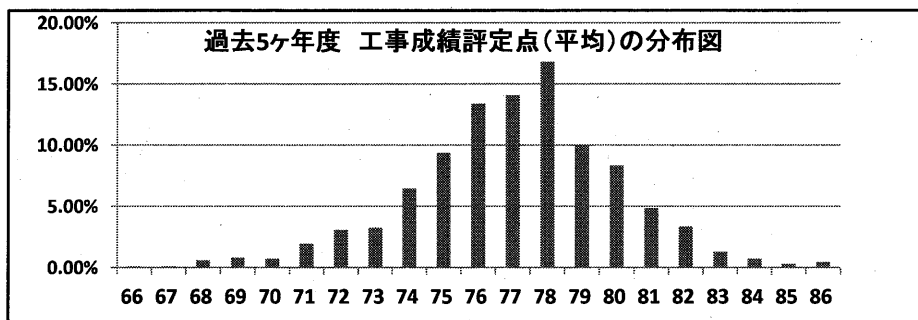
得点区分(案)	割合	成績区分
1.0	1.8%	65-70点未満
2.0	9.6%	70-74点未満
3.0	16.3%	74-76点未満
4.0	27.6%	76-78点未満
5.0	26.3%	78-80点未満
6.0	12.6%	80-82点未満
7.0	4.3%	82-84点未満
8.0	1.3%	84点以上
	100%	

3. 主な改正内容

① 工事成績評定点の得点区分を細分化 (2/2)



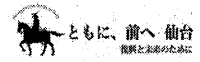
ア. 工事成績評定点区分見直し検証 資料①



【改正の狙い】

- 工事成績評定区分が広いと違いが出にくくなっていたが、これを得点区分を細分化することで、競争性を適切に確保し、企業の意欲向上と品質確保を図る。(資料①より、成績評定平均点77点~78点を中心に区分)
- 工事成績評定点の公開により、申告ミス防止と双方の負担軽減の効果。

- ②建設業退職金共済制度、企業年金制度の評価〔廃止〕
 ③防災応援協定等の締結に除雪等の協定締結を別途評価



コ. サ. 建設業退職金共済制度、企業年金制度の評価項目を廃止

【改正の狙い】

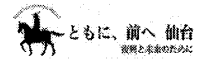
- 建設業退職金共済制度の加入促進のため評価項目として運用してきたが、総合評価対象工事案件（H23.4～H26.12時点）において検証した結果98%以上が加入しており、差別化されないことから廃止。
- 企業年金制度の加入状況の評価は、公的年金（2階）に更に企業負担（3階部分）の加入を評価対象としているが、年金制度自体が運用益の減少により見直しが迫られている中、企業年金についても厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成26年4月に施行され、5年以内には多くの厚生年金基金が廃止され評価しにくくなることから廃止。

チ. 防災協定等に「除雪・排雪作業」、「応急危険度判定の協定」締結を別途評価

【改正の狙い】

- 「道路の除雪・排雪作業」及び「避難所の応急危険度判定」の協定による体制確保は、担当箇所等の事前割当てによる拘束が伴うことから、従来の評価に加え複数ありとして評価する。

- ④困難業務等（過去2ヶ年度）の従事実績に防災対応実績を評価
 ⑤維持工事等（過去2ヶ年度）の施工実績を評価〔新設〕



テ（1）. 困難業務等の従事実績にチの防災協定に基づく対応実績を評価

【改正の狙い】

- 「道路の除雪・排雪作業」及び「避難所の応急危険度判定」の協定による災害対応を評価対象に加える。

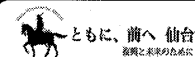
テ（2）. 過去2ヶ年度の維持工事等の施工実績を評価に追加

【改正の狙い】

- 地域の社会資本を支える企業の確保及び地元にも明るい中小業者等による安定受注を促すために、維持工事（いわゆる管内もの）の施工実績を評価に加えて、敬遠されやすい工事の不調・不落を少なくし、継続的な維持管理体制の確保を図る。

3. 主な改正内容

⑥ 若手技術者と現場代理人（専任指導者）を複数配置〔新設〕

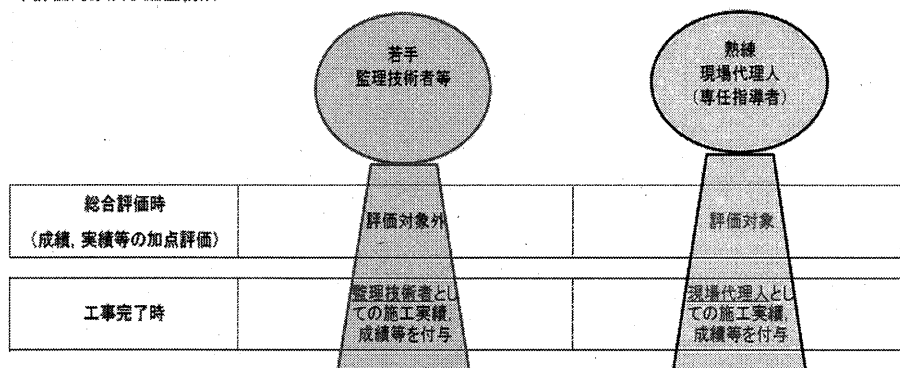


カ～ケの評価項目において、監理技術者等に若手技術者を配置及び現場代理人（専任指導者）に熟練の技術者を配置する構成（複数配置）を追加

【改正の狙い】

- 従来、実績のない若手技術者は参入出来ない若しくは工事成績評定ポイント等の加点がないことから不利であるため、当該工事を熟練技術者と共に工事を遂行することにより工事実績を得ることができ、早期技術者育成を促す。

◇ 評価対象及び配置構成



3. 主な改正内容

⑦ 過去2ヶ年度における工事成績評定ポイント（最高点）

⑧ 配置予定技術者の複数表彰、SAFETYの優良企業表彰歴〔新設〕



キ 過去2ヶ年度における工事成績評定ポイント（最高点）

ク（1）配置予定技術者の複数表彰を評価

ク（2）SAFETYの優良企業（現場代理人）表彰歴を追加

【改正の狙い】

- 工事成績評定ポイントを平均点から最高点にすること。また、表彰歴の複数受賞を加え従来の運用を見直し、さらに東北地方安全施工推進大会(SAFETY)優良企業（現場代理人）表彰歴の評価を別枠で追加することで、技術者の意欲向上の効果を期待。

3. 主な改正内容

⑨ 登録基幹技能者の配置の有無を評価〔新設〕

セ（2）登録基幹技能者配置の有無の評価を追加

【改正の狙い】

- 専門技術者の育成と意欲の向上を図る。

以上、主な改正9項目のほか評価得点の総点数23点を27点に引き上げる。

◇ 平成27年度 総合評価一般競争入札に係る評価項目見直し

○従前

◆ 簡易I型(評価項目・共通)

評価視点	評価項目	加算点配点	評点配点	申告内容	得点	加重度	評点	評定点	評価点	評価点計	視点別構成比	全体構成比
企業の評価	ア 過去5ヶ年度における工事成績評定点(平均点)	6	6	80点	3	2	6	6.00	6.00	6.00	100%	26%
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	4	1	施工実績あり	1	1	1	1.00	1.00	4.00	25%	4%
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰歴		2	表彰歴あり	1	2	2	2.00	2.00		50%	9%
	エ 過去3ヶ月における不慮な行為又は労働災害等		0	なし	0	1	0	0.00	0.00		0%	0%
	オ 品質管理システムの認証取得状況		1	認証取得あり	1	1	1	1.00	1.00		25%	4%
											4	(43%)
配置予定技術者の評価	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	4	2	施工実績あり	1	2	2	0.80	0.80	4.00	20%	3%
	キ 過去5ヶ年度における工事成績評定点(平均点)		6	80点	3	2	6	2.40	2.40		60%	10%
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴		1	表彰歴あり	1	1	1	0.40	0.40		10%	2%
	ケ 継続教育(CPD)の取組状況		1	推奨単位以上の取得単位あり	1.00	1	1	0.40	0.40		10%	2%
												10
企業の労働福祉、社会性、地域貢献	コ 建設業退職金共済制度等の加入状況	6	0.5	加入している	0.5	1	0.5	0.30	0.30	6.00	5%	1%
	サ 企業年金制度の加入状況		0.5	加入している	0.5	1	0.5	0.30	0.30		5%	1%
	シ 障害者の雇用促進状況		2	法定雇用率以上又は定外雇用あり	2	1	2	1.20	1.20		20%	5%
	ス 環境管理システムの認証取得等の状況		1	認証取得等あり	1	1	1	0.60	0.60		10%	3%
	ソ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負の地元発注推進企業顕彰歴		2	顕彰歴あり	1	2	2	1.20	1.20		20%	5%
	タ 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.60	0.60		10%	3%
	チ 防災に関する応援協定の締結実績		1	協定締結あり	1	1	1	0.60	0.60		10%	3%
	ツ 緊急工事登録等への取組み実績		1	複数登録等あり	1	1	1	0.60	0.60		10%	3%
	テ 過去2ヶ年度における困難業務等の従事実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.60	0.60		10%	3%
												10
企業の東日本大震災対応	ト 東日本大震災における緊急工事等の従事実績	3	2	6件以上の実績あり	2	1	2	2.00	2.00	3.00	67%	9%
	ナ 東日本大震災による「被災者等」の雇用実績		1	雇用あり	1	1	1	1.00	1.00		33%	4%
											3	(13%)
加算合計											23	23.00

○改訂

TYPE-満点27点

◆ 簡易I型(評価項目・共通)

評価視点	評価項目	加算点配点	評点配点	申告内容	得点	加重度	評点	評価点	評価点計	視点別構成比	全体構成比	H27年度 手引き改訂ポイント	
企業の評価	ア 過去4年間における工事成績評定点(平均点) ※契約課公開工事成績評定点数(同評定点数が過去4年間の平均となっている) 区分:74-83を細分化(2点括り)→全9区分	4	8	86点	8	1	8	8.00	8.00	4.00	100%	30%	・公表に向けた受・発注者の負担軽減の効果 ・評価を細分化することにより、競争性を適切に確保し、企業の意欲向上と品質確保を図る
	イ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績		1	施工実績あり	1	1	1	1.00	1.00		25%	4%	
	ウ 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事表彰歴		2	表彰歴あり	1	2	2	2.00	2.00		25%	7%	
	エ 過去3ヶ月における不慮な行為又は労働災害等		0	なし	0	1	0	0.00	0.00		0%	0%	
	オ 品質管理システムの認証取得状況		1	認証取得あり	1	1	1	1.00	1.00		25%	4%	
											4	44%	
配置予定技術者の評価	カ 過去10ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績	5	2	施工実績あり	1	2	2	1.00	1.00	5.00	20%	4%	○若手技術者に加え熟練技術者(専任指導者:現場代理人)の複数配置の構成による評価をカ〜ケの評価項目に追加
	キ 過去2ヶ年度における工事成績評定点(最高点)		4	80点	2	2	4	2.00	2.00		40%	7%	・受・発注者の負担軽減の効果と技術者の意欲向上を促す
	ク 過去5ヶ年度及び現年度における仙台市優良建設工事技術者表彰歴 ・複数の表彰歴(追加) 区分:複数あり、表彰あり、なし→3区分		2	複数表彰歴あり	2	1	2	1.00	1.00		20%	4%	・技術者の意欲向上の効果も期待
	ク(2) 過去2ヶ年度における東北地方工安全施工推進大会(SAFETY)優良企業表彰歴 区分:表彰あり、なし→2区分		1	表彰歴あり	1	1	1	0.50	0.50		2%	2%	【新設】 ・技術者の意欲向上の効果も期待
	ケ 継続教育(CPD)の取組状況		1	推奨単位以上の取得単位あり	1.00	1	1	0.50	0.50		10%	2%	
											10	19%	
企業の労働福祉、社会性、地域貢献	コ 建設業退職金共済制度等の加入状況	7	0		0					7.00	0%	0%	〈廃止〉 ・加入することが必須にて差別化されない ※国は、過去の改訂時に評価対象外とした
	サ 企業年金制度の加入状況		0		0						0%	0%	〈廃止〉 ・企業年金制度等の3階部分の評価を廃止
	シ 障害者の雇用促進状況		2	法定雇用率以上又は定外雇用あり	2	1	2	1.00	1.00		14%	4%	
	ス 環境管理システムの認証取得等の状況		1	認証取得等あり	1	1	1	0.50	0.50		7%	2%	
	セ(2)登録基幹技能者の配置の有無 区分:配置あり、なし→2区分		1	配置あり	1	1	1	0.50	0.50		7%	2%	【新設】 ・元請け及び下請け企業が登録基幹技能者を登用することにより専門技術者の育成と工事従事者の意欲向上を図る
	ソ 過去5ヶ年度及び現年度における下請負の地元発注推進企業顕彰歴		2	顕彰歴あり	1	2	2	1.00	1.00		14%	4%	
	タ 過去2ヶ年度及び現年度における地域貢献活動等の実績		1	複数実績あり	1	1	1	0.50	0.50		7%	2%	
	チ 防災に関する応援協定の締結実績 ◆あらかじめ指定された箇所、又は指定避難所への災害時対応が明確となる次の協定締結を別途に複数ありとして評価(追記) ・大雪時における道路除雪・排雪作業に関する協定の締結 ・地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定 区分:複数あり、締結あり、なし→3区分		2	複数締結あり	2	1	2	1.00	1.00		14%	4%	・防災協定に基づき、指定施設及び指定箇所の防災時における体制化された取組みを追加
	ツ 緊急工事登録等への取組み実績		1	複数登録等あり	1	1	1	0.50	0.50		7%	2%	・全体バランスに配慮し、加重点を見直し
	テ 過去2ヶ年度における困難業務等の従事実績 ・チの応援協定大雪時の除雪作業、又は応急危険度判定士の対応(追記)		2	複数実績あり	1	2	2	1.00	1.00		14%	4%	・チの項目の大雪時の除雪作業、又は応急危険度判定士の災害対応従事を評価
テ(2) 過去2ヶ年度における維持工事等の施工実績 ◆工事請負契約による次の維持管理工事の施工実績 ・道路維持、補修工事(いわゆる管内もの) ・建築の維持、改修工事 ・機械(機器)、電気(機器)の改修工事 ただし、評価項目で評価されるものを除く 区分:施工実績複数あり、実績あり、なし→3区分	2	複数実績あり	1	2	2	1.00	1.00	14%	4%	【新設】 ・地域の社会資本を支える企業の確保及び地元における中小業者等の安定受注を促すために、維持管理等の施工実績を評価に加えて、敬遠されやすい工事の不調不落を少なくし継続的な維持管理体制を確保			
											14	24%	
企業の東日本大震災対応	ト 東日本大震災における緊急工事等の従事実績	3	2	6件以上の実績あり	2	1	2	2.00	2.00	3.00	67%	7%	H28年度以降は、評価項目削除
	ナ 東日本大震災による「被災者等」の雇用実績		1	雇用あり	1	1	1	1.00	1.00		33%	4%	H28年度以降は、評価項目削除
											3	11%	
加算合計											27	27.00	

仙台市発注工事において社会
保険等未加入対策を実施します。

平成27年3月
仙台市契約課

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や公平で健全な競争環境を構築するため、元請負人及び一次下請負人を社会保険等加入業者に限定する取組を実施します。

〈実施内容〉

- ① 社会保険等(健康保険, 厚生年金及び雇用保険)に加入している(加入義務がない場合を除く)ことを入札参加資格として設定します(指名競争入札及び随意契約の場合も原則として指名等を行いません)。
- ② 受注者は, 原則として, 社会保険等未加入者と一次下請契約できないこととします。

〈実施時期〉

◎平成27年4月1日以降に入札公告, 指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事から実施します。

〈今後の予定〉

◎平成28年4月以降, 社会保険等未加入者(加入義務がない場合を除く)は, 競争入札参加資格者名簿に登録できないこととする予定です。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125

工事契約制度を改正します。
(平成27年4月から実施)

平成27年3月
仙台市契約課

ダンピング防止策として、工事請負契約におけるWTO案件(特例政令適用案件)について、低入札価格調査の基準額を引き上げます。

〈対象工事〉

◎WTO案件(予定価格が20億2千万円以上の案件)

〈実施内容〉

◎当分の間、次のとおり、低入札価格調査の基準額を引き上げます。

① 調査基準価格

次の合計額を下回った入札について、低入札価格調査を行います。

(現行) 純工事費×90% + 現場管理費×70% + 一般管理費×50%

(改正後) 純工事費×95% + 現場管理費×75% + 一般管理費×55%

② 特別重点調査適用基準額

①を下回り、かつ、次のいずれかを下回った入札について、特別重点調査を行います。

(現行) 純工事費×85%, 現場管理費×65%, 一般管理費×45%

(改正後) 純工事費×90%, 現場管理費×70%, 一般管理費×50%

〈実施時期〉

◎平成27年4月発注分から実施します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125

工事契約制度の概要

工事費	入札方式	予定価格	低入札価格調査・失格基準
20億2千万円	特例政令適用一般競争入札 (WTO案件) 【総合評価】		【調査基準価格を下回った入札に適用】 ○ 調査基準価格 (事後公表) $\left(\begin{array}{l} \text{純工事費} \times 95\% + \\ \text{現場管理費} \times 75\% + \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right)$ 合計額を下回った入札 ↓ 低入札調査実施 ↓ さらに ○ 特別重点調査適用基準額 (事後公表) $\left. \begin{array}{l} \cdot \text{純工事費} \times 90\% \\ \cdot \text{現場管理費} \times 70\% \\ \cdot \text{一般管理費} \times 50\% \end{array} \right\} \text{いずれかを下回った入札} \Rightarrow \text{特別重点調査実施}$
5億円 (議案案件)	制限付き一般競争入札 【総合評価】	事前公表	【調査基準価格を下回った入札に適用】 ○ 調査基準価格 (事後公表) $\left(\begin{array}{l} \text{純工事費} \times 95\% + \\ \text{現場管理費} \times 75\% + \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right)$ 合計額を下回った入札 ↓ 低入札調査実施 ↓ さらに ○ 失格基準価格 (事後公表) $\left. \begin{array}{l} \cdot \text{純工事費} \times 90\% \\ \cdot \text{現場管理費} \times 70\% \\ \cdot \text{一般管理費} \times 50\% \end{array} \right\} \text{いずれかを下回った入札} \Rightarrow \text{失格}$
5千万円	制限付き 一般競争入札		【総額判断基準価格を下回った入札に適用】 ○ 総額判断基準価格 (事後公表) $\left(\begin{array}{l} \text{純工事費} \times 95\% + \\ \text{現場管理費} \times 95\% + \\ \text{一般管理費} \times 75\% \end{array} \right)$ 合計額を下回った入札 ↓ ○ 失格基準価格 (事後公表) $\left. \begin{array}{l} \cdot \text{純工事費} \times 90\% \\ \cdot \text{現場管理費} \times 90\% \\ \cdot \text{一般管理費} \times 70\% \end{array} \right\} \text{いずれかを下回った入札} \Rightarrow \text{失格}$
1千万円			
500万円			不適用

【総合評価】(地方自治法施行令第167条の10の2)

価格が最も有利な相手方を落札者とするのではなく、価格とそれ以外の要素(企業の技術力、社会性、地域性など)を総合的に評価して、価格及び品質が総合的に優れた内容の相手方を落札者とする方式であり、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除に有効とされている(現在は、災害復旧案件、解体工事案件を対象外としている。)

本市では、次の三方式によっている。

- ・簡易Ⅰ型 … 企業の技術力を過去の工事成績評定点平均、同種工事の施工実績などの既定項目で評価する方式
- ・簡易Ⅱ型 … 企業の技術力を上記の既定項目に加え、「簡易な施工計画」を提出させて評価する方式
- ・標準型 … 企業の技術力を上記の既定項目に加え、「技術提案」等を提出させて評価する方式

$$\text{○評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札金額}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点(\%)}}{\text{入札金額}}$$

(※) 簡易Ⅰ型(加算点27点), 簡易Ⅱ型(加算点37点), 標準型(加算点47点又は50点)